

新城市指定暑熱避難施設募集要項

1 目的

本要項は、国の熱中症対策実行計画に基づき、市民等のために暑さをしのぐ避難場所として開放する暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めるものである。

2 募集施設

市内の民間施設

3 要件

クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。

- (1) 市からクーリングシェルターの指定を受けるにあたり同意できること
- (2) 市と「新城市指定暑熱避難施設の管理等に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること

4 応募方法

「新城市指定暑熱避難施設同意書」を新城市健康福祉部健康課にメール又は直接提出する。

5 応募先

〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地8

新城市役所 健康福祉部 健康課

TEL：0536-23-8551 e-mail：hoken@city.shinshiro.lg.jp

6 募集期間

令和7年4月1日から随時受付

7 提出後の流れ

① 市：応募者へ連絡

↓

②施設者：協定書の提出

↓

③ 市：対象施設の公表（市ウェブサイト等）

↓

④施設者：クーリングシェルターの運営開始

8 協定の有効期間

協定に定める有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がない場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

9 飲食物の配布について

水や塩飴などの熱中症対策に関する飲食物について、市からの配布や補助は行いません。

ただし、各施設でご準備いただいた物品を配布することを妨げるものではありません。

10 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

また、指定された後も、市が不適當と認める場合は、指定を取り消すことがあります。